

平成22年6月8日

株 主 各 位

東京都墨田区両国二丁目10番14号

株式会社ルネサンス

代表取締役社長執行役員 唐木 康正

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成22年6月23日（水曜日）17時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区両国二丁目10番14号 両国シティコア
当社 3階会議室
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 第28期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
議 案 取締役9名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。その際、会場受付にご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明できる書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により会社にご通知ください。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎ 本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
(アドレス <http://www.s-rennaissance.co.jp>)

【添付書類】

事業報告

(自 平成21年4月1日)
(至 平成22年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、景気後退局面から持ち直しの兆しが見られ、個人消費は緩やかに回復してまいりましたが、依然として失業率が高水準にあるなど、全般的には厳しい状況で推移いたしました。

当業界におきましても、競争の激化や消費者の節約志向の高まり等による商品の低価格化など、厳しい事業環境が続いております。

このような状況の中、当社は、地域及び顧客特性に応じたクラブごとのマーケティングを基本戦略とするとともに、適切な設備投資を実施してクラブ環境の整備と魅力向上を図り、会員の定着を進めてまいりました。

当事業年度における直営クラブの新規出店につきましては、6月に豊中（大阪府豊中市）、11月に経堂（東京都世田谷区）、12月にアリオ札幌（札幌市東区）の3クラブを出店いたしました。なお、アリオ札幌は、充実した温浴施設にトレーニングジムやスタジオを融合させた新しいスタイルの施設となっております。一方、契約期間の満了等により、5月末に上大岡（横浜市南区）、6月末に小名浜（福島県いわき市）、12月末に小岩（東京都葛飾区）の3クラブを閉店いたしました。この結果、当事業年度末のクラブ数は、直営96クラブ、業務受託6クラブ、フランチャイズ1クラブの計103クラブとなりました。

このほか、新業態施設として、11月にスタジオ単体型フィットネス施設「Demi RENAISSANCE（ドゥミ ルネサンス）五反田」（東京都品川区）の1店舗を出店いたしました。

既存クラブにつきましては、5月に石神井公園（東京都練馬区）、幕張（千葉市花見川区）、水戸（茨城県水戸市）、8月に土気あすみが丘（千葉市緑区）、仙台泉中央（仙台市泉区）、1月に蕨（埼玉県蕨市）、天王町（横浜市保土ヶ谷区）、練馬高野台（東京都練馬区）、赤羽（東京都北区）の9クラブにおいて、改装及び設備更新を実施いたしました。また、効果的な販売促進活動による入会者の獲得に努めたことに加え、新規入会者の初期定着が進み、退会率が低減したことにより、下表のとおり在籍会員数が前年を上回って推移いたしました。なお、会費単価が低下したため、売上高は、前年度比1.3%減となりました。

既存クラブ月末在籍会員数の推移（単位：％）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	12ヶ月 累計
前年 同月比	+0.7	+1.4	+2.6	+3.3	+3.9	+4.0	+3.7	+2.8	+3.1	+2.8	+2.8	+3.0	+2.8

以上の結果、当事業年度における売上高は364億19百万円（前年度比2.4％増）となりました。利益面では、前事業年度の新規出店クラブ及び合併により承継したクラブが順調に推移したことなどにより、営業利益は8億61百万円（同7.7％増）、経常利益は7億54百万円（同3.5％増）となりました。なお、当期純利益は、閉店及び不採算クラブの減損損失や、クラブリニューアル工事及びブランド統一に伴う特別損失の計上等により、1億42百万円（同21.5％減）となりました。

部門別の売上高は、新規出店等により全部門において前事業年度を上回りました。なお、部門別の営業成果は以下のとおりであります。

（単位：千円）

部 門	売 上 高	前年度比増加額	前年度比増減
フィットネスクラブ	20,106,418	667,077	+3.4%
スイミングスクール	5,850,019	61,566	+1.1%
テニススクール	3,473,777	29,402	+0.9%
そ の 他	6,989,470	99,227	+1.4%
合 計	36,419,686	857,273	+2.4%

(2) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資の総額は、25億61百万円となりました。その内訳は主に新規3クラブの開設投資及び既存クラブの改修投資によるものです。なお、設備投資額の中には新規クラブの開設等に伴い貸貸人に差し入れた敷金及び保証金2億64百万円が含まれております。

(3) 資金調達の状況

当事業年度の主な資金調達の状況は、財務体質の強化並びに事業資金の安定化を目的として、前事業年度に締結したシンジケート方式によるタームローン7億円を実行いたしました。これによりタームローンの設定枠27億円を全て実行いたしました。

また、機動的かつ効率的な資金調達を目的として、前事業年度に締結した総額18億円のシンジケート方式によるコミットメントラインを同条件で1年間更新いたしました。なお、当事業年度末において当該契約に基づく実行残高はありません。

(4) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成18年度 第 25 期	平成19年度 第 26 期	平成20年度 第 27 期	平成21年度 (当事業年度) 第 28 期
売 上 高(千円)	31,344,064	32,906,495	35,562,412	36,419,686
経 常 利 益(千円)	1,331,695	626,527	728,586	754,394
当 期 純 利 益(千円)	679,140	232,563	181,782	142,627
1株当たり当期純利益(円)	34.03	11.65	8.70	6.67
総 資 産(千円)	19,701,120	19,985,019	24,516,558	25,101,162
純 資 産(千円)	7,827,016	7,808,597	8,489,887	8,547,207

(注) 平成20年8月1日付で、株式会社リーヴ・スポーツとの合併対価として、普通株式1,419,000株を発行しております。

(6) 対処すべき課題

当業界におきましては、今後も競争の激化や低価格化など、厳しい事業環境が予想されます。当社といたしましては、新規出店による事業の拡大を図るほか、既存クラブの収益基盤強化のため、クラブごとに地域及び顧客特性に応じたマーケティング活動を行うとともに、創意工夫を生かしたオペレーションを展開いたします。また、お客様視点に立った適切な設備投資を実施してクラブ環境の整備と満足度の向上を図り、会員の定着を推進してまいります。

(7) 主要な事業内容

フィットネスクラブ、スイミングスクール、テニススクール、ゴルフスクール等のスポーツクラブ事業及びその関連事業を主としております。

(8) 主要な事業所

- | | |
|----------|--|
| ① 本社 | 東京都墨田区両国二丁目10番14号 |
| ② クラブ施設 | 直営96クラブ、業務受託6クラブ、フランチャイズ1クラブ |
| ③ その他の施設 | Body Q't (ボディ キュット) 13店舗
Demi RENAISSANCE (ドゥミ ルネサンス) 3店舗 |

都道府県	直営クラブ	業務受託 フランチャイズ	その他 Body Q't (=BQ) Demi RENAISSANCE (=Demi)
北海道	札幌平岸・函館・アリオ札幌(※)	リーヴテニスクラブ 札幌	
宮城県	仙台泉中央・仙台長町南・新富谷・仙台南光 台		
山形県	山形		
福島県	いわき・原町・郡山	ニッポーベースポー ツルネサンス福島	BQいわき
茨城県	水戸・竜ヶ崎		BQ水戸
埼玉県	蕨・吉川・浦和・新所沢・ふじみ野・北戸 田・北朝霞・春日部		BQ蕨
千葉県	幕張・稲毛・土気あすみが丘・銚子・野田・ 佐倉・八日市場・鷹之台テニス・浦安		BQ稲毛・BQ野田
東京都	両国・千歳船橋・三軒茶屋・早稲田・赤羽・ 練馬高野台・光が丘・石神井公園・仙川・東 伏見・亀戸・国立・西国分寺・富士見台・曳 舟・東久留米・ひばりヶ丘・経堂(※)	目黒（フランチャイ ズ）・リバーシテイ 21・新丸ビルジム	Demi 目黒・Demi 渋 谷・BQ千歳船橋・BQ 両国・BQ練馬高野 台・BQ西小山駅ビ ル・Demi五反田(※)
神奈川県	横浜・天王町・港南台・淵野辺・鶴間・港南 中央・横浜ランドマーク・相模大野・橋本・ 大和	海老名・リーヴ新百 合ヶ丘フットサルク ラブ	BQ港南中央・BQ鶴 間・BQ天王町
新潟県	長岡		
長野県	松本		
岐阜県	リオワールド岐阜		
静岡県	トア沼津・静岡		
愛知県	名古屋熱田・甚目寺・名古屋小幡		
京都府	京都桂・京都山科		
奈良県	登美ヶ丘		
大阪府	住之江・千里中央・泉大津・住道・豊中(※)		BQ千里中央
兵庫県	神戸・姫路・尼崎		
岡山県	玉島		
広島県	広島・広島緑井・東広島・福山春日・福山多 治米		
山口県	徳山		
福岡県	小倉・福岡香椎・福岡大橋・福岡西新・春 日・イオンモール福岡ルクル		
長崎県	佐世保・長崎ココウオーク		
熊本県	熊本・熊本南		
大分県	大分		
宮崎県	宮崎		

(注) (※)印があるものは、当事業年度の新規クラブ及び店舗であります。

(9) 従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
623名	28名増	34.7才	8.6年

(注) 従業員数の中には、有期社員 408名、アルバイト 1,973名（月間160時間換算）を含んでおりません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(11) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	千円 2,300,000
株式会社三井住友銀行	2,115,000

(12) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上の重要な施策の一つとして位置付けております。当社は、将来における安定的な企業成長と事業環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

なお、当事業年度につきましては、平成21年5月11日に公表しましたとおり、期末配当として1株当たり3.0円（配当性向45.0%）を実施いたします。

(13) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 52,400,000 株
- (2) 発行済株式の総数 21,378,852 株 (自己株式148株を除く)
- (3) 株主数 16,925 名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
D I C 株 式 会 社	10,200,000	47.71
三 菱 地 所 株 式 会 社	1,419,000	6.63
斎 藤 敏 一	700,000	3.27
ル ネ サ ン ス 従 業 員 持 株 会	653,800	3.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	251,300	1.17
小 見 山 将 治	240,000	1.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	200,800	0.93
貞 松 典 宏	81,000	0.37
杉 清 文	80,000	0.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口6)	72,400	0.33

(注) 持株比率は、自己株式 (148株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
斎藤 敏一	代表取締役会長執行役員	————
唐木 康正	代表取締役社長執行役員	————
堀田 利子	取締役専務執行役員 総務人事本部長	————
吉田 正昭	取締役専務執行役員 営業本部長	————
舘野 登志郎	取締役常務執行役員 経営管理本部長	————
中川 克夫	取締役常務執行役員 最高財務責任者 兼財務本部長	————
岡本 利治	取締役執行役員 営業本部副本部長	————
高崎 尚樹	取締役執行役員 ヘルスケア事業本部長	————
下村 満子	取締役	————
杉江 和男	取締役	D I C株式会社代表取締役 社長執行役員
小見山 将治	常勤監査役	————
廣岡 和繁	常勤監査役	————
糸川 正守	監査役	————
虎山 邦子	監査役	————

- (注) 1. 取締役のうち下村満子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 糸川正守氏及び虎山邦子氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役 小見山将治氏は、当社において管理部門管掌役員を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 常勤監査役 廣岡和繁氏は、当社において管理部門管掌役員を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当事業年度中に以下の取締役の地位・担当等の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
岡本利治	取締役執行役員 営業本部副本部長 兼営業管理部長	取締役執行役員 営業本部副本部長	平成21年7月1日
高崎尚樹	取締役執行役員 ヘルスケア事業本部長	取締役執行役員 ヘルスケア事業本部長 兼ヘルスケア企画部長	平成21年7月1日
岡本利治	取締役執行役員 営業本部副本部長	取締役執行役員 営業本部副本部長 兼営業管理部長	平成22年1月1日

(ご参考) 平成22年4月1日をもって、以下の取締役の地位・担当等の異動がありました。

氏名	新	旧
堀田利子	取締役専務執行役員 管理部門管掌 兼CSR推進担当	取締役専務執行役員 総務人事本部長
舘野登志郎	取締役執行役員 特命担当	取締役常務執行役員 経営管理本部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額
取締役	10名	164,330千円
監査役	4名	35,040千円
計	14名	199,370千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額4,160千円が含まれております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の第24回定時株主総会において、年額3億5千万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成17年6月24日開催の第23回定時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	出席の状況	主な活動状況
社外取締役	下 村 満 子	取締役会：17回中14回出席	主に当社の内部統制、経営計画、組織編制、営業施策案件等についての発言を行っております。
社外監査役	糸 川 正 守	取締役会：17回中すべて出席 監査役会：12回中すべて出席	主に当社の業績推移、財務会計状況、投資状況等についての発言を行っております。
社外監査役	虎 山 邦 子	取締役会：17回中すべて出席 監査役会：12回中すべて出席	主に当社の内部統制、コンプライアンス、リスク管理状況等についての発言を行っております。

④ 責任限定契約に関する事項

当社は、社外役員として有用な人材を迎えることができるよう、社外役員との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役下村満子氏及び社外監査役糸川正守氏、虎山邦子氏との間で当該責任限定契約を締結しております。その契約の概要は、以下のとおりであります。

(a) 社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(b) 社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

⑤ 社外役員の報酬等の総額

	人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	3名	10,800千円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	33,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当する場合、又は会計監査人が社会的な信用を失墜した場合等、当社の監査業務に重大な支障をきたすと認められる事由が生じたときは、会計監査人の解任又は不再任に必要な手続きを行います。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月10日開催の取締役会において、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、内部統制システム構築の基本方針を決定し、平成21年4月28日及び平成22年3月29日開催の取締役会にてその一部を改定いたしました。基本方針は、以下のとおりであります。

(1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業理念、経営方針に基づく企業風土を確立するため「コンプライアンス行動基準」を定め、計画的に開催する階層別研修、役職研修等により、取締役、執行役員及び使用人への継続的な教育活動を実施する。

内部統制委員会の指揮の下、各部門担当取締役が自ら、部門内における内部統制の仕組みを構築し、実効性のある統制活動を行う。コンプライアンス上の問題が発見された場合は、内部統制委員会において迅速かつ的確な対策を講じ、関係部署に対し監督及び対応の指示を行う。

業務執行ライン管理者層は、日常業務と連動して行われる統制活動を監督し及びその有効性を確認する。

代表取締役社長執行役員直轄の内部統制監査室は、内部統制委員会及び監査役と綿密な連携の下、「内部監査規程」及び年間計画に従い、内部監査を実施する。内部統制監査室は、内部監査の結果を代表取締役社長執行役員、関係役員及び内部統制委員会に報告すると共に、被監査部門に対して改善事項の指摘及び指導を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役社長執行役員より任命された情報管理責任者は、「文書管理規程」に従い、取締役、執行役員の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、厳重に管理保存する。取締役、監査役、執行役員、その他それらに指名された使用人は、必要に応じて会社情報を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制委員会が中心となり、企業活動における様々なリスクの認識と予防活動を推進する。各業務執行ラインにおいては、計画－行動－評価－改善のサイクルに基づき自発的にリスクの認識と予防活動を実施する。

また、重大な危機が発生した場合には、代表取締役社長執行役員を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーと協議の上、迅速かつ適切な対応を行う。

リスクの認識と予防活動をより効率的に推進するため、通常の業務報告ルートに加えて、相談窓口及び通報窓口を設け、社内の情報伝達を円滑にする。また、通報者保護のため、「公益通報者保護規程」及び「就業規則」により、通報者の匿名性の確保、人権の保障等の十分な措置を講じる。

(4) 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営方針及び経営戦略にかかわる重要事項については取締役会で審議決定する。また、執行役員で構成する執行会議を開催し、業務執行に係る重要な事項を審議し決定することにより、迅速な業務執行を図る。これらの実効性を確保するために取締役会又は執行会議に諮るべき付議基準を必要に応じて見直す。

また、社内規程、マニュアル及びその他の社内基準書は、必要に応じて改定する。

(5) 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社及びその子会社からなる企業集団（以下「グループ」という）に属する企業と当社との間においては、グループ主要会社のコンプライアンス担当部署と情報交換を行い、コンプライアンス上の課題を把握する。

また、監査役はグループにおける業務の適正を確保するため、グループ主要会社の監査役とコンプライアンスについて情報交換を行う。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する体制

監査役がその職務を補助すべき者を置くことを求めた場合は、その選任について、監査役会の意見を尊重する。また、監査役を補助すべき者の人事異動、人事評価及び懲戒処分は、監査役会の同意を得た上で実施する。

(7) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告すべき事項について、取締役、執行役員及び使用人は、監査役に随時、また、重要な事項については、直ちに報告する。

監査役は、いつでも必要に応じて、取締役、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができる。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。

監査役会は、内部統制監査室に対し必要に応じた内部監査を実施することを要望することができるものとし、その方法については内部統制監査室と協議の上定める。この場合、内部統制監査室は監査結果を監査役会に報告する。

(9) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

取締役、執行役員及び使用人は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従うと共に、「全社的な内部統制に係るルネサンス指針-財務報告に係る内部統制-」に基づき、システムの整備及び構築を行う。また、その有効性の継続的な評価、必要な是正を行う。

(10) 反社会的勢力を排除するための体制

取締役、執行役員及び使用人は、反社会的団体及び反社会的要求に対しては、妥協を許さず、法的手段等を含め、断固とした姿勢で臨むことを基本的な考えとする。また、万一の事案が発生した場合、総務部を統括部署として、警察当局、弁護士等と連携をし、組織的な対応を行う。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

8. 株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 本事業報告中の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

貸借対照表

平成22年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,902,161	流動負債	8,895,171
現金及び預金	1,249,882	支払手形	162,444
売掛金	785,299	買掛金	133,120
商品	488,940	短期借入金	1,000,000
貯蔵品	113,516	1年内返済予定の長期借入金	3,728,000
前払費用	844,874	リース債務	76,710
繰延税金資産	301,921	未払金	1,033,694
その他	134,258	未払費用	688,660
貸倒引当金	△ 16,531	未払法人税等	155,101
		未払消費税等	165,219
		前受金	646,247
		預り金	89,312
固定資産	21,199,001	賞与引当金	436,749
(有形固定資産)	9,922,650	役員賞与引当金	4,160
建築物	5,653,900	設備関係支払手形	536,053
構築物	382,480	設備関係未払金	23,233
機械及び装置	341,241	その他	16,464
車両運搬具	580		
工具、器具及び備品	846,226	固定負債	7,658,783
土地	552,059	長期借入金	4,670,000
リース資産	1,963,574	リース債務	1,917,290
建設仮勘定	182,587	長期未払金	185,473
(無形固定資産)	752,979	退職給付引当金	509,388
のれん	296,392	長期預り保証金	373,720
借地権	203,210	その他	2,911
商標権	8,079	負債合計	16,553,954
ソフトウェア	234,270		
その他	11,028	純資産の部	
(投資その他の資産)	10,523,371	株主資本	8,546,736
投資有価証券	13,008	(資本金)	2,210,380
長期貸付金	1,412,818	(資本剰余金)	2,756,974
敷金及び保証金	8,302,728	資本準備金	2,146,804
店舗賃借仮勘定	60,000	その他資本剰余金	610,170
破産更生債権等	93	(利益剰余金)	3,579,462
長期前払費用	343,069	利益準備金	69,375
繰延税金資産	465,446	その他利益剰余金	3,510,087
その他	39,260	繰越利益剰余金	3,510,087
貸倒引当金	△ 113,053	(自己株式)	△ 79
		評価・換算差額等	471
		(その他有価証券評価差額金)	471
資産合計	25,101,162	純資産合計	8,547,207
		負債・純資産合計	25,101,162

損 益 計 算 書

(自 平成21年4月1日)
(至 平成22年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		
フィットネス売上高	33,885,174	
商品売上高	2,039,732	
その他の営業収入	494,778	36,419,686
売上原価		33,979,524
売上総利益		2,440,161
販売費及び一般管理費		1,578,279
営業利益		861,881
営業外収益		
受取利息及び配当金	30,698	
受取手数料	51,451	
その他	35,667	117,817
営業外費用		
支払利息	192,446	
その他	32,859	225,305
経常利益		754,394
特別利益		
固定資産売却益	519	
貸倒引当金戻入額	1,299	1,819
特別損失		
固定資産除却損	65,647	
貸倒引当金繰入額	100,088	
減損	126,023	
店舗閉鎖損失	31,620	
その他	41,519	364,898
税引前当期純利益		391,314
法人税、住民税及び事業税	263,767	
過年度法人税等	12,835	
法人税等調整額	△ 27,916	248,687
当期純利益		142,627

株主資本等変動計算書

(自 平成21年4月1日)
(至 平成22年3月31日)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
平成21年3月31日残高	2,210,380	2,146,804	610,170	2,756,974	69,375	3,452,975	3,522,350
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△ 85,515	△ 85,515
当期純利益	—	—	—	—	—	142,627	142,627
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	57,111	57,111
平成22年3月31日残高	2,210,380	2,146,804	610,170	2,756,974	69,375	3,510,087	3,579,462

(単位：千円)

項目	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成21年3月31日残高	△ 79	8,489,625	262	8,489,887
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	△ 85,515	—	△ 85,515
当期純利益	—	142,627	—	142,627
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)	—	—	209	209
事業年度中の変動額合計	—	57,111	209	57,320
平成22年3月31日残高	△ 79	8,546,736	471	8,547,207

注記事項

I. 重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商 品 ……原則として売価還元法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価を切下げる方法)

② 貯蔵品 ……個別原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く） ……定額法を採用しております。

その他の有形固定資産 ……………定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 …… 2～57年

構築物 …… 2～45年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

期末に有する金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による按分額を発生年度から損益処理しております。数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。

（会計処理の変更）

当事業年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。

この結果、割引率に重要な変動が生じなかったため、従来と同一の割引率を使用しており、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 貸借対照表関係

1. 有形固定資産の減価償却累計額 11,430,732千円

III. 損益計算書関係

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

3,743千円

2. 減損損失

当社は、当事業年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループ

用途	種類	場所	クラブ等の数
スポーツクラブ設備	建物、 機械及び装置他	東京都	1
スポーツクラブ設備	建物、 工具、器具及び備品他	大阪府	1
スポーツクラブ設備	機械及び装置、 工具、器具及び備品	兵庫県	1
スポーツクラブ設備	建物、 工具、器具及び備品他	長崎県	1

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスであるクラブ及び閉鎖の意思決定を行ったクラブの設備の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

建物	79,780千円
構築物	5,924千円
機械及び装置	11,270千円
工具、器具及び備品	25,329千円
リース資産	3,718千円
計	126,023千円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、クラブを基礎としてグルーピングしております。また賃貸用不動産については、個別の物件ごとにグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

クラブの設備については、今後の営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなると見込まれ、かつ、減損対象資産の正味売却価額はないため、回収可能価額は零として評価しております。

IV. 株主資本等変動計算書関係

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	21,379,000株	—	—	21,379,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	148株	—	—	148株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成21年 5月25日 取締役会	普通株式	85,515千円	4.0円	平成21年 3月31日	平成21年 6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年 5月25日 取締役会	普通株式	64,136千円	3.0円	平成22年 3月31日	平成22年 6月25日

V. 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動の部)

繰延税金資産	
賞与引当金	177,757千円
前受金	9,557千円
未払事業税	24,853千円
未払事業所税	60,813千円
貸倒引当金	6,728千円
その他	22,213千円
繰延税金資産合計	301,921千円
繰延税金資産の純額	301,921千円

(固定の部)

繰延税金資産	
減価償却費限度超過額	217,721千円
退職給付引当金	207,321千円
貸倒引当金	40,700千円
のれん	42,710千円
建設協力金	41,180千円
その他	20,740千円
繰延税金資産小計	570,372千円
評価性引当額	△ 36,116千円
繰延税金資産合計	534,256千円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	324千円
建設協力金	68,486千円
繰延税金負債合計	68,810千円
繰延税金資産の純額	465,446千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8%
住民税均等割	16.1%
評価性引当額の増減	3.9%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	63.6%

VI. 退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度及び適格退職年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

1) 退職給付債務	△ 1,669,115 千円
2) 年金資産	920,777 千円
3) 未積立退職給付債務	△ 748,337 千円
4) 未認識過去勤務債務	30,208 千円
5) 未認識数理計算上の差異	208,740 千円
6) 退職給付引当金	△ 509,388 千円

3. 退職給付費用に関する事項

1) 勤務費用	131,216 千円
2) 利息費用	21,406 千円
3) 期待運用収益	△ 28,063 千円
4) 未認識過去勤務債務の費用処理額	7,323 千円
5) 未認識数理計算上の差異の費用処理額	37,174 千円
6) 退職給付費用	169,058 千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

1) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
2) 割引率	2.1%
3) 期待運用収益率	4.0%
4) 数理計算上の差異の処理年数	8年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から損益処理する方法)
5) 過去勤務債務の額の処理年数	8年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により発生年度から損益処理する方法)

VII. リース取引関係

貸借対照表に固定資産として計上したリース資産の他、スポーツクラブ設備（建物）、トレーニングマシン、コンピューター、音響機器並びにスクールバス及び営業車の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

当該所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が平成20年3月31日以前であるため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。その内容は以下のとおりであります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	減損損失累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
建物	9,519,093	1,826,248	—	7,692,845
機械及び装置	63,600	45,339	—	18,260
車両運搬具	207,286	156,104	469	50,712
工具、器具及び備品	1,023,987	643,025	—	380,961
合 計	10,813,966	2,670,717	469	8,142,779

2. 未経過リース料期末残高相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内	550,582千円
1年超	8,006,793千円
合 計	8,557,375千円

3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	1,180,343千円
リース資産減損勘定の取崩額	520千円
減価償却費相当額	683,508千円
支払利息相当額	412,912千円
減損損失	520千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

VIII. 金融商品関係

(追加情報)

当事業年度より「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金計画に基づき、短期的な運転資金及び長期的な設備資金を銀行等の金融機関から借入により調達しております。

売掛金や敷金及び保証金等の債権については、与信管理規程に従い、財務部主管で継続的なモニタリングを行い、取引先の財政状況等の悪化による回収リスクの早期把握や軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当事業年度末）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額（※）	時価（※）	差額
(1) 現金及び預金	1,249,882	1,249,882	—
(2) 売掛金	785,299		
貸倒引当金（※1）	△16,531		
	768,768	768,768	—
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	3,006	3,006	—
(4) 長期貸付金	1,412,818	1,412,818	—
(5) 敷金及び保証金	8,302,728		
貸倒引当金（※2）	△100,000		
	8,202,728	4,800,172	△3,402,556
(6) 支払手形	(162,444)	(162,444)	—
(7) 買掛金	(133,120)	(133,120)	—
(8) 短期借入金	(1,000,000)	(1,000,000)	—
(9) 長期借入金（※3）	(8,398,000)	(8,365,149)	△32,850
(10) リース債務	(1,994,001)	(2,105,347)	111,346

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※1）売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2）敷金及び保証金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※3）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

これらは建設協力金であり、「金融商品会計に関する実務指針」に基づき割引現在価値で評価しております。

(5) 敷金及び保証金

これらの時価については、償還時期を合理的に見積った期間に応じたリスクフリーレートで、償還予定額を割引いた現在価値により算定しております。

(6) 支払手形、(7) 買掛金及び(8) 短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

これらの時価のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(10) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額10,001千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

IX. 賃貸等不動産関係

(追加情報)

当事業年度より「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号 平成20年11月28日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日）を適用しております。

ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記は省略しております。

X. 関連当事者情報

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の被所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	D I C(株)	直接47.71	兼任1名	法人会員	法人会員年会費等	3,743	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記取引のうち取引金額には消費税等は含んでおりません。
 2. 取引条件は、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	D I C エステート(株)	—	—	建物の賃借	建物の賃借	78,000	前払費用	6,825
							敷金及び保証金	100,000
その他の関係会社の子会社	D I C ライフテック(株)	—	—	商品の仕入	商品の仕入	5,843	買掛金	314

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記取引のうち取引金額には消費税等は含んでおりません。
 また、期末残高には消費税等を含んでおります。
 2. D I C エステート(株)との取引条件は、近隣相場を参考に決定しております。
 3. D I C ライフテック(株)との取引は、一般取引条件と同様に決定しております。

XI. 1株当たり情報

1株当たり純資産額	399円80銭
1株当たり当期純利益	6円67銭

XII. 重要な後発事象

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年5月11日

株式会社ルネサンス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋口 義行 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 服部 一利 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ルネサンスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月13日

株式会社ルネサンス 監査役会

常勤監査役	小見山 将 治	Ⓜ
常勤監査役	廣岡 和 繁	Ⓜ
監査役	糸川 正 守	Ⓜ
監査役	虎山 邦 子	Ⓜ

(注) 監査役 糸川正守及び虎山邦子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役9名選任の件

取締役 斎藤敏一、唐木康正、堀田利子、吉田正昭、館野登志郎、中川克夫、岡本利治、高崎尚樹、下村満子、杉江和男の10名は、本総会の終結の時をもって任期満了となり、また、取締役 館野登志郎は退任いたします。つきましては、1名減員して取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、以下のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	斎藤 敏一 (昭和19年6月18日生)	昭和42年4月 大日本インキ化学工業(株)(現:DIC(株)) 入社 昭和58年4月 当社企画開発部長 昭和61年6月 当社取締役 平成2年6月 当社常務取締役営業本部長 平成4年6月 当社代表取締役社長 平成16年6月 当社代表取締役社長執行役員 平成20年4月 当社代表取締役会長執行役員(現任)	700,000株
2	唐木 康正 (昭和23年9月6日生)	昭和46年4月 (株)三菱銀行(現:(株)三菱東京UFJ銀 行) 入行 平成11年6月 同行取締役 平成13年6月 (株)丸の内よろず代表取締役社長 平成15年6月 大日本インキ化学工業(株)(現:DIC(株)) 取締役機能製品事業部門長補佐 平成16年4月 同社取締役大阪支社長兼大阪支店長 平成18年6月 同社常務取締役大阪支社長兼大阪支 店長 平成19年6月 当社取締役 平成20年4月 当社代表取締役社長執行役員(現任) DIC(株) 取締役	21,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	堀田 利子 (昭和29年9月27日生)	昭和50年4月 三井不動産(株)入社 平成12年10月 当社営業サポート部長 平成14年6月 当社取締役営業サポート本部長 平成16年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長 平成17年6月 当社取締役専務執行役員営業部門管 掌兼営業本部長 平成19年4月 当社取締役常務執行役員営業企画本 部長 平成20年3月 当社取締役常務執行役員社長室・人 事・教育担当 平成20年6月 当社取締役常務執行役員社長室・人 事・IT推進担当 平成21年4月 当社取締役常務執行役員総務人事本 部長 平成21年6月 当社取締役専務執行役員総務人事本 部長 平成22年4月 当社取締役専務執行役員管理部門管 掌兼CSR推進担当(現任)	48,000株
4	吉田 正昭 (昭和31年7月13日生)	昭和54年4月 (株)ピープル(現:(株)コナミスポーツ &ライフ)入社 平成14年3月 同社執行役員常務首都圏事業部長 平成15年1月 同社執行役員専務事業開発本部長 平成16年10月 当社執行役員営業副本部長 平成17年6月 当社取締役執行役員営業副本部長 平成18年4月 当社取締役常務執行役員営業副本部 長 平成19年4月 当社取締役常務執行役員営業本部長 平成21年6月 当社取締役専務執行役員営業本部長 (現任)	4,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	中川 克夫 (昭和23年3月16日生)	昭和46年4月 日産車体(株)入社 平成15年6月 当社経理部長 平成18年4月 当社執行役員経理部長 平成20年3月 当社執行役員経理財務担当 平成20年6月 当社取締役執行役員経理財務担当 平成20年9月 当社取締役執行役員最高財務責任者 兼経理財務担当 平成21年4月 当社取締役執行役員最高財務責任者 兼財務本部長 平成21年6月 当社取締役常務執行役員最高財務責任者 兼財務本部長 (現任)	4,500株
6	岡本 利治 (昭和32年7月16日生)	昭和55年4月 (株)福岡春日ローンテニスクラブ入社 平成13年4月 当社第1営業部長 平成16年6月 当社執行役員第3営業部長 平成18年6月 (株)海老名第一ビルディング取締役 平成19年4月 当社執行役員営業管理統括部長 平成20年3月 当社執行役員営業副本部長 平成20年6月 当社取締役執行役員営業副本部長兼 営業管理部長 平成21年4月 当社取締役執行役員営業副本部長 平成21年7月 当社取締役執行役員営業本部副本部 長兼営業管理部長 平成22年1月 当社取締役執行役員営業本部副本部 長 (現任)	6,100株
7	高崎 尚樹 (昭和35年7月26日生)	昭和60年7月 (株)ダイエーレジヤード入社 平成10年10月 当社営業サポート部長兼第2営業部 プロジェクト担当部長 平成15年4月 当社経営企画部長 平成16年6月 当社執行役員経営企画部長 平成18年1月 当社執行役員ヘルスケア推進部長 平成20年3月 当社執行役員営業副本部長 平成20年6月 当社取締役執行役員営業副本部長 平成20年10月 当社取締役執行役員ヘルスケア事業 本部長兼ヘルスケア企画部長 平成21年7月 当社取締役執行役員ヘルスケア事業 本部長 (現任)	2,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
8	下村 満子 (昭和13年6月17日生)	昭和40年10月 (株)朝日新聞社入社 昭和55年5月 同社ニューヨーク特派員 昭和62年9月 ハーバード大学ニーマン特別研究員 平成2年5月 (株)朝日新聞社「朝日ジャーナル」編集長 平成7年5月 健康事業総合財団[東京顕微鏡院]理事長 平成10年5月 (財)資生堂社会福祉事業財団 評議員(現任) 平成12年4月 福島県男女共生センター 女と男の未来館 館長 平成15年2月 医療法人社団「こころとからだの元氣プラザ」理事長 平成15年4月 経済同友会副代表幹事 平成16年6月 当社取締役(現任) 平成17年9月 医療法人財団 花椿会 理事(現任) 東日本高速道路(株)コンプライアンス委員会委員(現任) 平成19年4月 経済同友会幹事(現任) 平成19年5月 健康事業総合財団[東京顕微鏡院]特別顧問(現任)	9,500株
9	杉江 和男 (昭和20年10月5日生)	昭和45年4月 大日本インキ化学工業(株)(現:DIC(株))入社 平成7年10月 同社石油化学事業企画本部長 平成10年9月 同社経営企画室長 平成13年6月 同社取締役 平成14年6月 同社常務取締役 平成16年6月 同社専務取締役 平成17年6月 当社取締役(現任) 平成18年6月 大日本インキ化学工業(株)代表取締役副社長 平成20年4月 DIC(株)代表取締役副社長執行役員 平成21年4月 同社代表取締役社長執行役員(現任) [重要な兼職の状況] DIC(株)代表取締役社長執行役員	3,000株

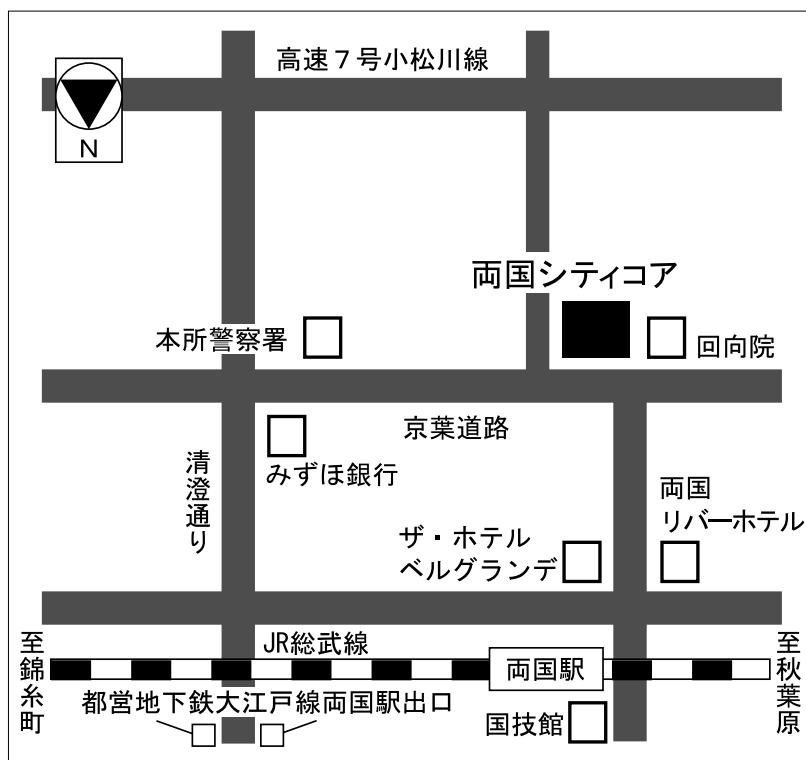
(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 下村満子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当社は、同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
3. 取締役候補者である杉江和男氏は、当社のその他の関係会社であるD I C株式会社の代表取締役社長執行役員を兼務しております。
4. 社外取締役候補者の選任理由について
下村満子氏を社外取締役候補者とした理由は、マスコミ、医療及び経済界と多方面で活躍されてきた同氏の経験や見識を、当社経営の監督及びチェック機能の一層の充実のため、活かしていただくことを期待したためであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
5. 社外取締役候補者の独立性について
 - ① 下村満子氏は、過去に当社の特定関係事業者の業務執行者になったことはありません。
 - ② 下村満子氏は、過去に当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、今後も受ける予定はありません。
 - ③ 下村満子氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - ④ 下村満子氏は、過去に当社が合併等により他の株式会社が有する事業を継承または譲り受けた場合において、当該合併等の直前に相手方の株式会社の業務執行者であったことはありません。
6. 社外取締役としての職務を遂行できると判断する理由について
下村満子氏は、健康事業総合財団[東京顕微鏡院]理事長及び医療法人社団「こころとからだの元氣プラザ」理事長等を歴任するなど、経験、見識が豊富であり、当社の論理に捉われず、企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を行っていただけるものと判断しております。
7. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、下村満子氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。本総会において、同氏の再任が承認された場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を、同氏との間で改めて締結する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都墨田区両国二丁目10番14号
両国シティコア
当社 3階会議室
電話 03 (5600) 5411



交 通 JR総武線 両国駅西口より徒歩約3分
都営地下鉄大江戸線 両国駅A4出口より徒歩約10分

お願い 駐車場のご用意はいたしておりませんので、
お車でのご来場はご遠慮くださいますよう
お願い申し上げます。